

四万十市立蕨岡中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月8日改訂

I いじめの防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言

葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解、取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもつていじめを知らせてくれた子どもを、しっかりと守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりととした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとらわれるのでなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

(4) いじめの未然防止

未然防止のために以下の取組の充実を図る。

- ① 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進
- ② 居場所づくり、絆づくり
- ③ 子どもが主体となった取組の推進
- ④ 教育活動全体を通した人権教育の推進
- ⑤ 情報モラル教育の充実
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携した取組の推進

(5) いじめの早期発見

学校は、学校の内外を問わずにいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。するために全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、

いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロが蕨中生の常識」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関するこ

- i) 学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ii) 生徒の変化を適切にとらえるために、毎学期「いじめ実態調査」を実施するとともに、毎日の「生活日誌」の有効活用を図るものとする。
- iii) 特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに緊急対応会議を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- iv) 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- v) 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- vi) 教育相談活動の充実を図る。

(2) 対応に関するこ

- i) いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ること。
- ii) 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- iii) 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- iv) 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段階	留意点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

(3) 相談に関するこ

- i) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ii) 教育相談活動の充実を図る。
 - ・気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
 - ・三者面談、二者面談の定期開催
- iii) S C 及び S S W を効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- iv) 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
 - ・高知県いじめ電話相談 (☎0570-0-78310)
 - ・高知県心の教育センター (☎088-833-2922)
 - ・子ども人権 110 番 (☎0120-007-110)

(4) 連携に関するこ

- i) 三者相談、P T A 活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- ii) 学校だより等を通した適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- iii) 学校警察連絡協議会を定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

(5) 組織に関するこ

i) 構成員、機能等

本基本方針の履行に中心的役割を担ういじめ対応チームを設置し、メンバーを校長、教頭、学級担任、学校運営協議会会長、スクールカウンセラーとする。

■事案対処の流れ・組織図【別紙参照】

ii) いじめ対応チームの主な活動は以下のとおりである。

- 「いじめ実態調査」アンケートの実施

○教職員のいじめに関する研修の立案・実施

○その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

(6) 啓発に関すること

- i) 年度初めと三者相談時の年2回、いじめ防止の保護者向けリーフレットを全家庭に配付する。
- ii) 学校ホームページに、いじめ防止のページを設け、適宜適切な情報を掲載する。
- iii) 授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めるものとする。
- iv) いじめ防止の教育については、年間指導計画を作成し全教職員共通理解のもと推進する。
- v) いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

3. 学校における取組

(1) いじめの防止のための取組

◇わかる授業づくりと安心して過ごせる集団づくり

学校教育の基本とも言えるこの2つのことを丁寧に着実に実践して、生徒が自己有用感を感じながら安心して学べるようにすることは、いじめの未然防止としてはもっとも大切なことである。

◇自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育、高知県のあげる10の人権課題に関わる人権教育、特別活動を要としてのキャリア教育等を推進する。

◇情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

◇児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が

自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。

◇校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るために校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

◇「高知家 いじめ予防等プログラム」を活用して研修の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

◇いじめの実態把握

年2回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問などの取組を組み合わせて、いじめの認知に努める。その他、日常の生徒観察は非常に重要で、全教職員で知り得た情報や気づきについては、報告・連絡・相談を密にして、全員で取り組む体制を大事にする。

(3) いじめに対する具体的対応、措置

◇学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。

◇いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

◇教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告することとする。

◇いじめが解消している状態の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ

て行われるものも含む。) が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

(4) 教育相談、相談支援体制

- ◇校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。
- ◇毎朝の職員朝礼において生徒情報交換を行い、支援の必要な生徒についてS Cと連絡が取れる体制をつくる。

(5) 地域や家庭との連携

- ◇児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- ◇地域学校協働本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- ◇学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関

係機関等に説明を行うこととする。

◇「高知家 いじめ予防等プログラム」を活用して研修の充実を図る。

(6) 重大事態への対応

◇生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処することとする。

4. 取組の評価等（P D C Aサイクルについて）

◇毎学期末の総括校内研（学級経営総括、教科総括等）において、全教職員で1人1人の生徒についての振り返りを行い、次の学期の取組に生かすようする。

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

◇毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。